

はじめに

本報告書は、平成 17 年度における我が国の公的年金の財政状況をとりまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」などを行うため設置されている。

部会設置以来、これまで毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、その財政状況を専門的な観点から検討、分析するとともに、財政を見る上で必要となるデータや将来の財政再計算等で考慮すべき事項について指摘してきた。また、平成 16 年に行われた財政再計算については、その聴取資料を基に各制度の安定性、公平性に関して財政検証を行っている。これらの内容については、部会議事の公開、報告資料や議事録の厚生労働省ホームページへの掲載等を通じて、その内容を国民に広く提供してきた。

本報告では、各制度からの平成 17 年度の財政状況の報告をもとに、各制度の財政状況を横断的に一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組みやその意義、これまでの経緯などの説明とともに、現状分析及び財政再計算との比較を行った。なお、今年度から、比較対象を平成 16 年財政再計算としている。

平成 13 年度分から、毎年、報告書を作成・公表しているが、今年度は、新たに年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した単年度収支状況による分析を行ったほか、今回実績と平成 16 年財政再計算との乖離要因については、積立金、収支比率及び積立比率について分析を行っている。

現在、被用者年金制度の一元化法案が国会に提出されており、また、次回、平成 21 年における「財政の現況及び見通しの作成」・財政再計算に向けた検討も始められようとしている。これらの議論では、各制度間の現状の比較は欠くことのできないものである。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度に関する議論に資することができれば幸いである。



## 第1章 公的年金の概要

### 1 公的年金とは

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、その財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てるといふ世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の負担を緩和する仕組みとなっている。

公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設された。現在は、国民年金（基礎年金）と厚生年金保険（以下、厚生年金という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という）からなる。旧社会保障制度審議会に年金数理部会が設置された昭和55年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下旧三共済という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、旧農林年金という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分）、現在に至っている。

本報告書では、主として、平成7年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

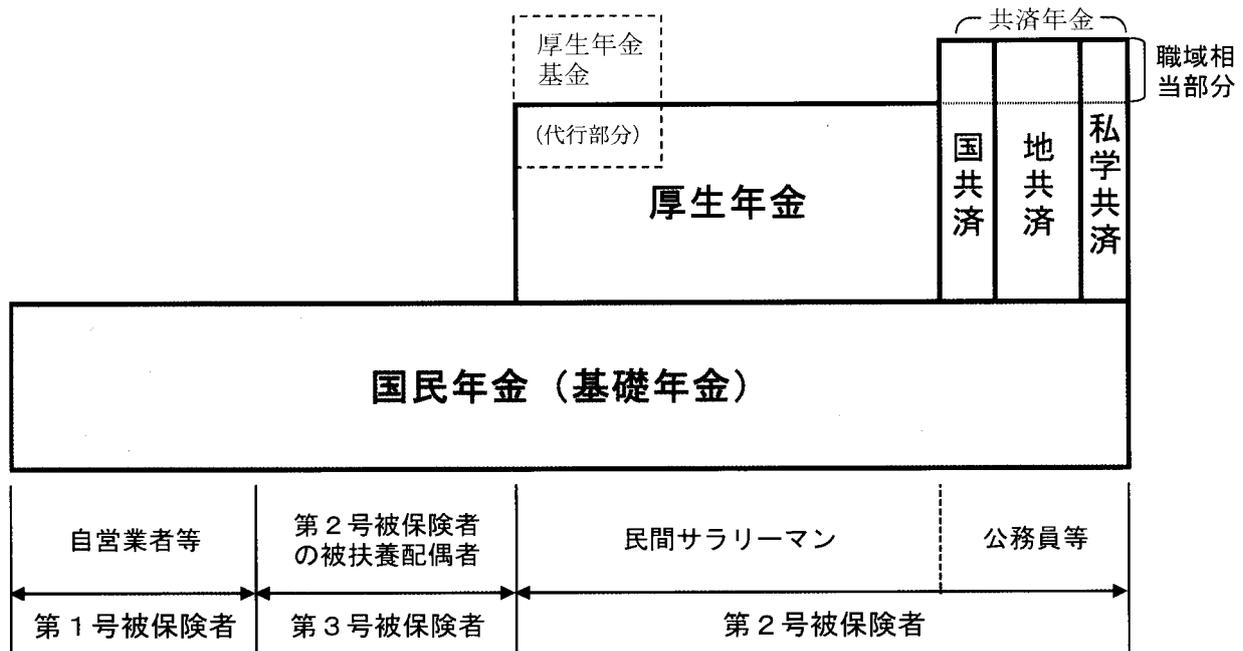
### 2 体系（国民年金と被用者年金との関係）

公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図表1-2-1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者・組合員・加入者（以下、被保険者という）は国民年金の第2号被保険者となり<sup>注</sup>、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は同第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（図中「代行部分」）。

### 3 一元化の推進

我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その後、制度間での制度的、財政的な差異が制度自体の安定性と加入者間の公平性に問題を生じようになり、その対応策として公的年金の一元化が推進されている。1でみた、制度の統合もその一環である。さらに、平成16年財政再計算では、平成13年3月16日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」に従い、国共済と地共済においては財政単位一元化が図られ、私学共済では掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた。

さらなる対応策を推進するため、平成18年4月28日付け閣議決定「被用者年金制度の一元化に関する基本方針について」に従い具体案が検討され、平成18年12月19日に政府・与党合意として、被用者年金の太宗を占める厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一することとされ、平成19年4月に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところである。

## 第2章 財政状況

本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者、受給権者、さらに年金扶養比率、総合費用率などの財政指標について、現状及び最近の推移をみる。

### 1 財政収支の現状及び推移

#### (1) 平成17年度の財政収支状況の概況

図表2-1-1は、平成17年度の各制度の決算における財政収支状況を取りまとめたものである。年金数理部会では、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値の報告を受けており、ここでは、評価損益を含まない「簿価ベース」での数値と評価損益を含む「時価ベース<sup>注</sup>」での数値を併せて掲載している。なお、各制度における決算では、簿価ベースが基準となっている。

最初に、公的年金制度全体の財政状況をみる。

注 「(12)積立金」の項を参照のこと。

**(公的年金制度全体の収入：保険料収入26.3兆円、国庫・公経済負担6.8兆円等)**

平成17年度の公的年金制度全体での収入の内訳をみると、保険料収入が26兆3,242億円、国庫・公経済負担が6兆8,368億円、運用収入が簿価ベースで3兆7,124億円、時価ベースで13兆9,550億円などとなっている。

簿価ベースの運用収入は、厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）における年金資金運用基金納付金8,122億円を含めたものである。この年金資金運用基金納付金（平成18年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人納付金）は、厚生年金及び国民年金の積立金を寄託され管理・運用している年金資金運用基金（平成18年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人）における前年度までの運用状況（簿価の累積収益額）に基づいて当該年度に年金特別会計に納付されるものであり、厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）の運用収入とみなすことが適当である。なお、時価ベースでは、年金特別会計の運用収入に加え、年金資金運用基金における時価ベースの運用収益が当該年度の運用収入として計上されており、年金資金運用基金納付金は、年金特別会計と年金資金運用基金との間のやりとりであるため、時価ベースの運用収入にあらためて加える必要はない。

国共済と地共済の収入には、それぞれ4,702億円、1兆1,896億円の追加費用がある。追加費用とは、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の

図表 2-1-1 財政収支状況 -平成17年度-

区分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額	簿価ベース	385,740	21,845	63,180	4,948	61,175	184,302	721,189	491,685
	時価ベース	[459,335]	[24,424]	[84,207]	[5,522]	[66,268]	-	[824,058]	[594,555]
保険料収入		200,584	10,290	30,099	2,789	19,480	-	263,242	263,242
国庫・公経済負担		45,394	1,589	3,828	537	17,020	-	68,368	68,368
追加費用		-	4,702	11,896	-	-	-	16,599	16,599
運用収入 (再掲 年金資金運用基金納付金)	簿価ベース	18,298	2,423	13,604	1,359	1,357	83	37,124	37,124
	時価ベース	(7,522)	-	-	-	(600)	-	(8,122)	(8,122)
基礎年金交付金		[91,893]	[4,647]	[34,573]	[1,903]	[6,451]	-	[139,550]	[139,550]
国共済組合連合会等拠出金収入		19,474	1,640	3,718	178	18,763	-	43,773	②
財政調整拠出金収入		384	-	-	-	-	-	384	④
積立金相当額納付金		-	1,172	-	-	-	-	1,172	③
積立金相当額納付金		1,382	-	-	-	-	-	1,382	1,382
職域等費用納付金		2,955	-	-	-	-	-	2,955	2,955
解散厚生年金基金等徴収金		34,568	-	-	-	-	-	34,568	34,568
基礎年金拠出金収入		-	-	-	-	-	168,685	168,685	①
積立金より受入		62,497	-	-	-	4,539	-	67,036	67,036
その他		203	29	35	85	15	15,533	15,901	※ 412
支出総額		376,068	21,299	55,716	3,871	62,245	170,160	689,358	475,344
給付費		219,863	16,693	42,915	2,310	19,527	126,386	427,694	427,694
基礎年金拠出金		112,831	4,201	11,226	1,452	38,976	-	168,685	①
年金保険者拠出金		-	31	275	78	-	-	384	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)		-	-	-	-	-	43,773	43,773	②
財政調整拠出金		-	-	1,172	-	-	-	1,172	③
その他		43,374	374	128	31	3,743	1	47,650	47,650
収支残	簿価ベース	9,672	546	7,464	1,078	△ 1,071	14,142	31,831	16,341
	時価ベース	[83,267]	[3,126]	[28,491]	[1,651]	[4,023]	-	[134,700]	[119,211]
年度末積立金	簿価ベース	1,324,020	87,580	388,082	33,180	91,514	7,246	1,931,622	1,931,622
	時価ベース	[1,403,465]	[91,690]	[415,154]	[34,730]	[96,766]	-	[2,049,051]	[2,049,051]
年度末積立金の 対前年度増減額	簿価ベース	△ 52,598	546	7,464	1,078	△ 5,478	-	△ 48,989	△ 48,989
	時価ベース	[20,997]	[3,126]	[28,491]	[1,651]	[△ 384]	-	[53,880]	[53,880]

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。  
 注2 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。  
 注3 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。  
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。  
 注5 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①～④)について収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」15,489億円を除いた額を計上している。

第2章

図表 2-1-2 財政収支状況 ー平成 17 年度ー

区 分	公的年金制度全体		合計
	億円	億円	
収入総額（簿価ベース）	491,685	721,189	
保険料収入	263,242	263,242	
国庫・公経済負担	68,368	68,368	
追加費用	16,599	16,599	
運用収入（簿価ベース）	37,124	37,124	
基礎年金交付金	②	43,773	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (各制度からの給付費の一部として)                      基礎年金相当部分のある受給者へ                 </div>
国共済組合連合会等拠出金収入	④	384	
財政調整拠出金収入	③	1,172	
積立金相当額納付金	1,382	1,382	
職域等費用納付金	2,955	2,955	
解散厚生年金基金等徴収金	34,568	34,568	
基礎年金拠出金収入	①	168,685	
積立金より受人	67,036	67,036	
その他	※	412	
その他	※	412	
支出総額	475,344	689,358	
給付費	427,694	427,694	
基礎年金拠出金	①	168,685	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     国民年金                      (基礎年金勘定)                 </div>
年金保険者拠出金	④	384	
基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	②	43,773	
財政調整拠出金	③	1,172	
その他	④	47,650	
その他	47,650	47,650	

収入		億円
基礎年金拠出金	163,800	
特別国庫負担	4,885	
計（拠出金等収入）	168,685	

支出		億円
基礎年金給付費	126,386	
基礎年金相当給付費	43,773	
支出総額	170,159	

参考 17年度分確定額		億円
基礎年金拠出金	161,116	
特別国庫負担	4,830	
計	169,246	
基礎年金給付費	126,359	
基礎年金相当給付費	42,887	
計	169,246	

①②③④の項目は、合計でみると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ①各制度から基礎年金勘定へ
- ②基礎年金勘定から各制度へ〔基礎年金相当給付費に充てられる〕
- ③国共済と地共済の両制度間における財政調整拠出金
- ④旧三公社共済年金統合に伴う各共済年金から厚生年金への支援

注 上は、前々年度に係る精算額と当年度の概算値（翌々年度に精算）の合計をもととする決算上の額である。そのため、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の計が、基礎年金拠出金と特別国庫負担の計と一致しない

図表 2-1-2 の補足 （矢印で示されている項目間の関係について）

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金（基礎年金勘定）から各被用者年金と国民年金（国民年金勘定）に交付又は繰り入れられるもので、昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「基礎年金相当給付費」または「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この「基礎年金相当給付費」と（新法）基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する<sup>注</sup>。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組みは、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成 9 年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受ける額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

期間、すなわち基本的には国共済は昭和34年前、地共済は昭和37年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体等が事業主として負担しているものである。国共済や地共済の収入項目別の構成比を他の制度と比べるときは、追加費用があることに留意する必要がある。

厚生年金の収入である解散厚生年金基金等徴収金3兆4,568億円については、平成15年度から始まった厚生年金基金の代行返上による移換金である。これは将来にわたる給付義務を伴う一時的な収入である。

厚生年金と国民年金（国民年金勘定）には、それぞれ6兆2,497億円、4,539億円の「積立金より受入」がある。これは、平成16年年金制度改正により、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営に変わったことから、当年度の年金保険事業の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上することで財源を確保することとし、新たに「積立金より受入」という収入項目を立てることとしたものである。このように、当年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から必要な項目であるが、年金財政の観点からみる際には収入から除外するのが適当である。（「(2)平成17年度の単年度収支状況」の項を参照。）

基礎年金拠出金収入16兆8,685億円は、各制度の支出項目である基礎年金拠出金に対応して、受け入れ側の国民年金（基礎年金勘定）の収入項目となっているもので、公的年金制度の合計で見ると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。同様に、収入項目の基礎年金交付金4兆3,773億円、国共済組合連合会等拠出金収入384億円に対して、それぞれ支出項目の基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）、年金保険者拠出金に対応しており、公的年金制度の合計ではそれぞれ相殺されている。また、平成16年度から始まった国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、地共済が財政調整拠出金1,172億円を拠出し、国共済が財政調整拠出金収入として受け入れているが、上記と同様、相殺関係にある。

したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除いている（図表2-1-2）。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他には、基礎年金勘定の前年度剰余金受入1兆5,489億円を除いた額を計上している。

こうした考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の収入総額は、簿価ベースで49兆1,685億円、時価ベースで59兆4,555億円である。ただし、この中には、

厚生年金、国民年金の「積立金より受入」（総額6兆7,036億円）が含まれている。

#### （公的年金制度全体の支出：年金給付費42.8兆円等）

一方、平成17年度の公的年金制度全体での支出は、給付費42兆7,694億円などとなっている。

給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費にはその一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる1階部分にあたる給付費となる。

また、各制度（基礎年金勘定を含む）が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺関係にある。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表2-1-2）。

その他の支出4兆7,650億円は平成16年度（4,410億円）に比べ10倍を超える額となっているが、これは、厚生年金及び国民年金のその他の支出に、年金資金運用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源<sup>注</sup>（厚生年金4兆841億円、国民年金2,632億円）といった将来にわたる収入を伴う一時的な支出が含まれるためである。

前述の考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の支出総額は、47兆5,344億円となっている。

注 平成17年度末に年金資金運用基金が解散することに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要となる費用等を支出したものである。平成18年度以降は、年金住宅融資回収金等が厚生年金・国民年金の収入となる。

#### （公的年金制度全体の積立金：簿価ベースで193.2兆円、時価ベースで204.9兆円）

公的年金制度全体の平成17年度末の積立金は、簿価ベースで193兆1,622億円、時価ベースで204兆9,051億円であり、時価ベースで初めて200兆円を超えた。なお、この積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

#### （公的年金制度全体の年度末積立金の対前年度増減額）

年度末積立金の対前年度増減額は、簿価ベースで4兆8,989億円の減、時価ベースで5兆3,880億円の増となっている。なお、公的年金制度全体の収支残は、厚生年金及び国民年金において「積立金より受入」が収入として計上されていることから、簿価ベースで1兆6,341億円の黒字、時価ベースで11兆9,211億円の黒字と、積立金の増減額とは異なる額となっている。

## (2) 平成17年度の単年度収支状況

図表 2-1-3 は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した平成17年度の単年度収支状況である。単年度収支状況は、厚生年金、国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び国民年金（基礎年金勘定）の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

なお、公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金、国民年金（国民年金勘定）では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表は、図表 2-1-1 における事業運営の結果を示す決算の収支状況とは異なるものである。

平成17年度の単年度の収入総額は、簿価ベースで42兆4,650億円、時価ベースで52兆7,519億円、単年度の支出総額は、47兆5,344億円となっている。

単年度収支残は、簿価ベースで5兆694億円の赤字、時価ベースで5兆2,175億円の黒字である。

簿価ベースで赤字、時価ベースで黒字という状況になっているが、平成16年年金制度改正により積立金を活用する有限均衡方式による財政運営に変わっているため、従来とは異なり、仮に単年度収支が赤字になった場合であっても、それがただちに財政状況の悪化を示すものではなく、平成16年財政再計算において改正内容<sup>注</sup>を織り込んであらかじめ見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。したがって、実績と財政再計算における将来見通しとの比較や、その乖離分析を行うことが、財政状況の評価をする上でこれまで以上に重要になっている。

本報告では、平成17年度の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの比較や乖離分析を行った結果について、第3章で詳しく取りあげる。

注 平成16年年金制度改正における改正事項のうち、年金財政への影響が大きいと考えられる事項には、主として次のようなものがある。

- ・厚生年金、国民年金における保険料水準固定方式の導入
- ・保険料(率)の引上げ（各制度とも毎年引上げ。図表2-1-5参照。）
- ・マクロ経済スライド
- ・積立金を活用する有限均衡方式による財政運営
- ・基礎年金の国庫・公経済負担割合の2分の1への引上げ  
（平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに完全に引上げ。「(4)国庫・公経済負担」の項を参照。）

図表 2-1-3 単年度収支状況 —平成17年度—

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

区 分		厚生年金 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	国民年金		合計 億円	公的年金 制度全体 億円
						国民年金 勘定 億円	基礎年金 勘定 億円		
収 入  (単 年 度)	総額	323,243	21,845	63,180	4,948	56,636	168,813	638,664	424,650
	簿価ベース								
	時価ベース	396,838	[24,424]	[84,207]	[5,522]	[61,730]		[741,533]	[527,519]
	保険料収入	200,581	10,290	30,099	2,789	19,480	-	263,242	263,242
	国庫・公経済負担	45,394	1,589	3,828	537	17,020	-	68,368	68,368
	追加費用	-	4,702	11,896	-	-	-	16,599	16,599
	運用収入	18,298	2,423	13,604	1,359	1,357	83	37,124	37,124
	簿価ベース (再掲 年金資金運用基金納付金)	(7,522)	-	-	-	(600)	-	(8,122)	(8,122)
	時価ベース	91,893	[4,647]	[34,573]	[1,903]	[6,451]	-	[139,550]	[139,550]
	基礎年金交付金	19,474	1,640	3,718	178	18,763	-	43,773	②
	国共済組合連合会等拠出金収入	384	-	-	-	-	-	384	④
	財政調整拠出金収入	-	1,172	-	-	-	-	1,172	③
	積立金相当額納付金	1,382	-	-	-	-	-	1,382	1,382
	職域等費用納付金	2,955	-	-	-	-	-	2,955	2,955
解散厚生年金基金等徴収金	34,568	-	-	-	-	-	34,568	34,568	
基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	168,685	168,685	①	
その他	203	29	35	85	15	44	412	412	
支 出  (単 年 度)	総額	376,068	21,299	55,716	3,871	62,245	170,160	689,358	475,344
	給付費	219,863	16,693	42,915	2,310	19,527	126,386	427,694	427,694
	基礎年金拠出金	112,831	4,201	11,226	1,452	38,976	-	168,685	①
	年金保険者拠出金	-	31	275	78	-	-	384	④
	基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	43,773	43,773	②
	財政調整拠出金	-	-	1,172	-	-	-	1,172	③
	その他	43,374	374	128	31	3,743	1	47,650	47,650
単年度収支残	簿価ベース	△ 52,825	546	7,464	1,078	△ 5,609	△ 1,347	△ 50,694	△ 50,694
	時価ベース	20,770	[3,126]	[28,491]	[1,651]	[△ 515]		[52,175]	[52,175]
年度末積立金	簿価ベース	1,324,020	87,580	388,082	33,180	91,514	7,246	1,931,622	1,931,622
	時価ベース	[1,403,465]	[91,690]	[415,154]	[34,730]	[96,766]		[2,049,051]	[2,049,051]

注1 「単年度収支状況」は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

注2 公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表の単年度収支残は、事業運営の結果を示す決算の収支残とは異なるものである。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、旧年福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績の時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。

注5 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注6 基礎年金勘定の収入のその他には、前年度剰余金受入(15,489億円)を除いた額を計上している。また、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の支出のその他には、年金資金運用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源(厚生年金40,841億円、国民年金2,632億円)が含まれている。

注7 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

注8 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注9 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①～④)について収入・支出両面から除いている。

(3) 保険料収入 ー全制度で増加ー

平成17年度の保険料収入は、厚生年金20兆584億円、国共済1兆290億円、地共済3兆99億円、私学共済2,789億円、国民年金1兆9,480億円であった(図表2-1-4)。

図表2-1-4 保険料収入額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
対前年度増減率 (%)									
8	3.6	3.4	1.9	4.3	3.5	2.9	3.6	5.2	3.7
9	6.8	《4.4》	4.1	3.8	4.7	5.2	4.4	1.3	4.2
10	△0.3		△0.3	0.7	1.1	1.9	△0.1	1.4	0.0
11	△2.0		△0.5	0.8	0.6	1.5	△1.5	1.6	△1.3
12	△0.8		△0.9	2.5	△1.1	1.6	△0.7	△1.7	△0.8
13	△0.6		△1.2	0.5	△0.1	1.4	△0.5	△0.7	△0.5
14	1.3	《△0.3》		△1.2	△0.7	5.2	△0.2	△3.0	△0.4
15	△4.8			1.0	0.1	6.0	△3.9	3.5	△3.4
16	1.1			△0.1	0.2	0.8	0.9	△1.4	0.7
17	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。  
 注3 平成14、15年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

保険料収入の推移をみると、平成17年度には、増加が続く私学共済が4.1%増と最も大きく増加したほか、それぞれ16年度、15年度に減少傾向から増加に転じた厚生年金、地共済が引き続き3.1%、1.2%の増加となった。また、平成16年度に減少した国共済と国民年金もそれぞれ0.7%、0.6%の増加に転じ、すべての制度の

保険料収入が増加した。公的年金制度全体では、平成16年度に引き続き増加し、対前年度で2.6%増、26兆3,242億円となった。

保険料収入に関しては、平成17年4月に私学共済(10.46%→10.814%)と国民年金(13,300円→13,580円)の保険料(率)が、9月に厚生年金(13.934%→14.288%)、国共済(14.509%→14.638%)、地共済(13.384%→13.738%)の保険料率が引き上げられており(図表2-1-5)、保険料収入の増加に大きく寄与している。また、厚生年金と私学共済では、被保険者数が増加したことも、保険料収入増加の要因となっている。

なお、公的年金各制度の保険料(率)は、次のとおりである。

図表2-1-5 公的年金各制度の保険料(率)

年度	厚生年金					国共済	地共済	私学共済	国民年金
	%	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	農林年金				
平成7	16.5	19.59(1月)	16.26	19.07	18.51(1月)	17.14	15.84	12.8(1月)	11,700(1月)
8	17.35(10月)	20.09(10月)	17.21(10月)	19.92(10月)	↓	18.39(10月)	16.56(12月)	↓	12,300(1月)
9			17.35(4月)		19.19(1月)			13.3(4月)	12,800(1月)
10		厚生年金							13,300(1月)
11									
12									
13									
14	注5				厚生年金				
15	13.58(4月)	15.69(4月)	13.58(4月)	15.55(4月)	15.22(4月)	14.38(1月)	12.96(1月)	10.46(1月)	↓
16	13.934(10月)	↓	13.934(10月)	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	↓
17	14.288(9月)	↓	14.288(9月)	↓	15.058(9月)	14.638(9月)	13.738(9月)	10.814(4月)	13,580(4月)
18	14.642(9月)	↓	14.642(9月)	↓	15.412(9月)	11.767(9月)	14.092(9月)	11.168(4月)	13,860(4月)
19	14.996(9月)	↓	14.996(9月)	↓	15.766(9月)	14.896(9月)	14.146(9月)	11.522(4月)	14,100(1月)

注1 ( )内は改定月である

注2 被用者年金各制度の平成15年3月までの保険料率は標準報酬月額ベース、平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された(網掛け)  
日本鉄道、日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、据え置きものとされている

注4 農林年金は平成14年4月に厚生年金保険に統合された(網掛け)

注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率(平成19年9月時点で15.952%)、日本鉄道及び日本たばこ産業の各共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、上記の表に掲げる率である

(4) 国庫・公経済負担 —全制度で増加—

平成17年度の国庫・公経済負担は、厚生年金4兆5,394億円、国共済1,589億円、地共済3,828億円、私学共済537億円、国民年金1兆7,020億円であった(図表2-1-6)。

図表2-1-6 国庫・公経済負担額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
対前年度増減率(%)									
8	△11.0	1.8	2.8	6.8	7.1	7.9	△8.5	23.9	0.0
9	7.7	《4.8》	△1.7	3.8	3.0	2.8	4.5	△9.2	0.0
10	4.4		△1.4	6.5	1.0	5.2	4.1	△0.4	2.7
11	28.5		3.0	4.5	5.1	7.1	25.0	△0.3	17.8
12	2.3		7.5	7.9	10.0	9.7	3.2	3.1	3.2
13	2.6		3.5	2.5	4.8	2.8	2.8	4.9	3.3
14	4.9	《3.3》		1.8	△1.9	3.4	3.1	1.8	2.8
15	2.5			4.4	△4.0	5.4	1.9	2.7	2.1
16	4.3			6.4	14.9	10.3	5.1	1.7	4.3
17	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。  
 注3 平成14～16年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

国庫・公経済負担の推移をみると、各制度とも総じて増加を続けており、平成17年度には、16年度に続き、すべての制度で増加している。平成17年度の対前年度増加率は、厚生年金6.1%、国共済4.1%、地共済0.9%、私学共済7.6%、国民年金11.8%と大きな伸びとなっており、公的年金制度全体では、対前年度7.1%増の6兆8,368億円であった。

ここで、国庫・公経済負担とは、

- 基礎年金拠出金の3分の1(平成16年度から2分の1への引上げに着手し、平成21年度までに完全に引上げ)に相当する額
- 国民年金が発足した昭和36年4月より前の期間(恩給公務員期間等は除く。)に係る給付に要する費用の一定割合(厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%)に相当する額

などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額<sup>注1</sup>のことである。また、国民年金においては、さらに国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分<sup>注2</sup>がある。

国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、国庫・公経済負担の増加はもっぱら基礎年金拠出金の増加（後述）を反映したものである。これに加え、平成16年度以降は、基礎年金の国庫・公経済負担の引上げが増加の要因となっている。

注1 用語解説の補足を参照のこと。

注2 用語解説「特別国庫負担」の項を参照のこと。

図表 2-1-7 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳						
		公的年金 制度全体 (うち国庫)		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
16	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3	58
17	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10	248
18	1/3 + 25/1000							
19	1/3 + 32/1000							

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

基礎年金の国庫・公経済負担割合については、平成16年の法律改正で、基礎年金拠出金の3分の1から、平成21年度までに2分の1へ完全に引き上げられることとされ、平成16年度から引上げに着手された。平成17年度は、基礎年金拠出金の3分の1と1000分の11に加え1,192億円（地方公共団体等の負担を含む。うち国庫の負担分は1,101億円。）の国庫・公経済負担となっている（図表2-1-7）。また、その他の年度についても、図表2-1-7のとおり、順次引き上げられている。

なお、国庫・公経済負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度（特定年度）については、「平成19年度を目処に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。」とされている（平成16年年金制度改正法附則第16条）。

## (5) 追加費用

平成17年度の追加費用は、国共済4,702億円、地共済1兆1,896億円であった(図表2-1-8)。

追加費用の推移をみると、国共済は平成11年度から、地共済は平成10年度から、それぞれ減少を続けている。追加費用は、給付のうち制度発足前の恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当するため、今後も引き続き減少していくものと考えられる。

図表2-1-8 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計	対前年度増減率		
				国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円	%	%	%
7	6,060	15,559	21,619			
8	5,758	16,009	21,766	△ 5.0	2.9	0.7
9	5,894	16,059	21,953	2.4	0.3	0.9
10	6,062	15,745	21,808	2.9	△ 2.0	△ 0.7
11	5,807	15,271	21,078	△ 4.2	△ 3.0	△ 3.3
12	5,612	14,756	20,368	△ 3.4	△ 3.4	△ 3.4
13	5,400	14,572	19,972	△ 3.8	△ 1.2	△ 1.9
14	5,326	14,139	19,465	△ 1.4	△ 3.0	△ 2.5
15	5,187	13,352	18,539	△ 2.6	△ 5.6	△ 4.8
16	4,918	12,465	17,383	△ 5.2	△ 6.6	△ 6.2
17	4,702	11,896	16,599	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5

## (6) 運用収入 —全制度で増加—

平成17年度の運用収入は、簿価ベースで、厚生年金1兆8,298億円、国共済2,423億円、地共済1兆3,604億円、私学共済1,359億円、国民年金1,357億円であった(図表2-1-9)。

また、時価ベースでは、厚生年金9兆1,893億円、国共済4,647億円、地共済3兆4,573億円、私学共済1,903億円、国民年金6,451億円と、各制度とも平成16年度より増加している。

公的年金制度全体で見ると、簿価ベースでは平成8年度以来の増加であり、時価ベースでは全制度の数値が得られた平成15年度以降で最大である。

なお、厚生年金及び国民年金では、年金資金運用基金(平成18年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人)が厚生労働大臣から寄託された積立金を管理・運用し、その運用収益を年金資金運用基金納付金(平成18年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金)として国庫(年金特別会計)に納付する<sup>注</sup>仕組みとなっている。平成17年度には、16年度末における年金資金運用基金の簿価の累積収益額(厚生年金1兆4,180億円、国民年金1,112億円)が基準となる準備金積立所要額(寄託金残高の100分の1)を上回ったことから、年金資金運用基金発足後初めて、超過となる額(厚生年金7,522億円、国民年金600億円)が年金資金運用基金納付金として国庫納付された。厚生年金及び国民年金の簿価ベースの運用収入は、特別会計の運用収入(財政融資資金への預託金の利子収入)に、この年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。このように、簿価ベースでは、年金資金運用基金における運用収益を厚生年金及び国民年金の特別会計の当該年度の収入として計上する仕組みとなっていないことから、簿価ベースの数値を、(年金資金運用基金における運用実績が当該年度の運用収入に反映される)時価ベースや、他制度の簿価ベースの数値と比べる際には、留意が必要である。

注 国庫納付については、簿価で計算された厚生年金勘定及び国民年金勘定それぞれの累積収益額に基づいて、翌年度における納付の有無の決定及び納付額の算定が行われる。